大阪府がん患者会等情報掲載要領

資料8－１

（目的）

第１条　本要領は、大阪府内において活動するがん患者会及びがん患者支援団体（以下「がん患者会等」という。）の情報について、大阪府が作成する冊子やホームページ等への掲載に関して必要な事項を定める。

（定義）

　第２条　本要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

　　(1)がん患者会　　　がん患者やその家族等、何らかの共通するがん患者体験を持つ人たちが集まり、お互いの悩みや不安の共有、情報交換、交流、相互扶助的支援（ピアサポート）などを目的とする交流の場をもち、当事者間の視点で自主的に活動、運営している団体

　　(2)がん患者支援団体　がん患者とその家族等を支援することを目的として、がん患者やその家族またはそれ以外の第三者が主体となって運営、活動している団体（がん患者会を除く）

（情報の掲載）

第３条　大阪府は、がん患者会等から掲載申請があった情報（以下「がん患者会等情報」という。）について、掲載する媒体に合わせて必要な項目を選択し掲載するものとする。また、大阪府はがん患者会等の情報を必要に応じ、がん診療拠点病院や関係機関等に情報提供できるものとする。

（がん患者会等情報の掲載要件）

　第４条　第２条に規定するがん患者会等であって、以下の要件を全て満たす場合、情報の掲載を行う。

　　(1)府内で活動している団体であること。

　　(2)代表者、活動目的及び運営方法が会則（定款、規約等を含む）で定められていること。その中で団体の設立目的、入退会の方法、会費の有無等について規定され、明文化されていることが望ましい。また、入退会等に関して、がん患者及びその家族等の意思が十分に尊重されていること。

　　(3)定期的に活動している実績があり、今後も活動を継続する見込みであること。

　　(4)法令に違反する活動又は公序良俗に反する活動をしていないこと。また、そのことを会則等で明文化していることが望ましい。

(5)政治的及び宗教的活動を目的とした活動を行っていないこと。また、そのことを会則等で明文化していることが望ましい。

　　(6)科学的根拠に基づかない特定の治療法、代替療法を推奨、斡旋しないこと。また、そのことを会則等で明文化していることが望ましい。

　　(7)医薬品や健康食品、サプリメント及び健康に関する物品の購入や商品の販売等、営利を目的とした活動をしていないこと。また、そのことを会則等で明文化していることが望ましい。

(8)上記(1)から(7)までの要件を満たしても、以下のような団体は掲載を行わない。

　　　ア　学会や臨床研究を活動目的としている団体

　　　イ　がん検診の実施に限定して活動している団体

　　　ウ　募金活動のみ実施している団体

エ　その他、大阪府が不適当と認める団体

（掲載依頼手続き等）

第５条　情報掲載を希望するがん患者会等の代表者は、第２項から第４項にて定める手続きを行う。

２　様式１「がん患者会等情報掲載申請書」へ必要な事項を記入の上、大阪府へ提出すること。また、会則（定款、規約等含む）及び大阪府が指示する資料についても併せて提出すること。申請書の提出については、大阪府が別途提示するメールアドレスに電子データで送信すること。

３　がん患者会等の代表者は、申請事項に変更が生じた場合、速やかに大阪府に報告する。

４　がん患者会等の情報掲載期限は、毎年度７月末までとし引き続き、掲載希望する場合には、毎年度７月１日から末日までに、最新の情報を記載した様式１及び会則等を大阪府に提出すること。提出が無い場合は、掲載している情報の削除を行う。

（掲載の取消）

　第６条　大阪府は情報掲載後であっても以下のことが生じた場合、又は恐れがある場合は掲載を取消すことができる。

　　(1)　掲載後、第４条に定める要件を満たさないと判明した場合

(2)　公序良俗に反する場合

(3)　法令に反する場合

(4)　犯罪的行為を誘発する場合

(5)　第三者に損害又は不利益を与える場合

(6)　第三者を誹謗中傷している場合

(7)　掲載された内容が虚偽と判明した場合

（その他）

第７条　がん患者会等情報の情報提供を受けた者とがん患者会等の代表者との交渉・契約などについては、当事者間の責任において直接行うこととし、その交渉・契約などによって損害等が生じた場合、大阪府は一切の責任を負わない。

　附　則

　　この要領は、平成２８年２月１日から施行する。